

統計委員会基本計画部会第3ワーキンググループ会合（第6回）議事概要

1 日時 平成25年9月2日（月）16:00～18:30

2 場所 中央合同庁舎第4号館2階 共用第3特別会議室

3 出席者

【委員】

廣松委員（座長）、竹原委員、椿委員

【府省・地方公共団体等】

内閣府、総務省政策統括官室、総務省統計局、総務省統計研修所、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、青森県

【事務局】

内閣府統計委員会担当室：村上室長、清水参事官、佐々木企画官ほか

総務省政策統括官（統計基準担当）付：山田統計審査官、澤村企画官ほか

4 議事次第

（1）第3WGのとりまとめについて

（2）その他

5 議事概要

（1）第3WGのとりまとめについて

事務局から資料1に基づき、第3ワーキンググループ審議結果報告の構成（案）について説明が行われ、（案）のとおり了承された。

事務局から資料2に基づき、平成24年度統計法施行状況審議結果の整理票（案）の各項目について逐次説明、意見交換が行われた。

(ア)統計作成の効率化及び報告者負担の軽減（行政記録情報等の活用）

事務局から整理票（案）に基づいて説明が行われ、（案）のとおり了承された。

(イ)統計作成の効率化及び報告者負担の軽減（オンライン調査の推進）

事務局から整理票（案）に基づいて説明が行われた。主な意見等は次のとおり。

- ・基本的な考え方の最後に「原則化する」とあるが、全ての調査について実施前の段階で必ずオンライン調査を検討し、そのことについて所管省庁あるいは統計委員会に報告をして確認をとるところまで含めているか。

全ての調査について、その企画時に導入の可否を検討するという趣旨であり、一般統計調査は総務大臣の承認審査時、基幹統計調査のうち統計委員会の審議に係るものについては、諮問審議の際に確認することが考えられる。

- ・報告者の利便性の向上とあるが、データの利活用における利便性と誤解を生じて

しまうため、報告の際の利便性向上など、表現を工夫すべきではないか。

- ・何が何でもオンライン化ということではなく、オンライン調査の導入の検討に当たっては、コストや利便性を勘案する趣旨ととらえてよいか確認させていただきたい。

貴見のとおり。報告書にもその趣旨で書いている。まずは検討を原則化するということ。

- ・オンライン調査の推進の基本的な考え方の「に、「オンライン調査の導入に当たっては、重点化を図るとともに」とあるが、何について重点化を図るのか。

第2回会合において、オンライン調査の審議を行った際にも示したとおり、オンライン回答率などは調査の特性だけでなく、調査対象の違いによっても大きく異なっている状況。今後、これらを分析した上で、重点化すべき調査を検討していく必要があるという趣旨。

- ・「重点化を図る」の前に言葉を補足したほうが良い。

(ウ)統計リソースの確保及び有効活用（統計リソースの充実のための取組）

前回の審議で指摘された、総務省統計局と他府省や研究機関等との人事交流の現状について、総務省統計局が次のとおり報告した。

- ・平成25年4月1日現在、他府省から総務省統計局、総務省統計研修所、（独）統計センターに出向している人は4名。内訳は財務省から2名、経済産業省から2名となっている。統計局から他府省の統計部門に出向しているのは、内閣府10名、財務省1名、厚生労働省1名、経済産業省2名、都道府県の統計課1名、大学に2名などとなっている。

その後、事務局から整理票（案）に基づいて説明が行われ、（案）のとおり了承された。

(エ)統計リソースの確保及び有効活用（実査体制機能維持、国と地方公共団体の連携）

事務局から整理票（案）に基づいて説明が行われた。主な意見等は次のとおり。

- ・基本的な考え方に「業務量を平準化するための」とあるが、ある府省の調査の業務量の平準化だけでなく、地方公共団体が実施する全府省の調査の年度間の業務についての平準化という表現にしていきたい。
- ・御指摘を踏まえ、表現に修正したい。

(オ)統計リソースの確保及び有効活用（統計職員等の人材の育成・確保）

総務省統計研修所から資料4-1に基づき、統計研修所における研修・研究について、事務局から整理票（案）に基づき、それぞれ説明が行われた。主な意見等は次のとおり。

- ・外国からの研修生の受け入れについて、S I A P（アジア太平洋統計研修所）との役割分担を行っているか。

統計研修所は国と地方公共団体の職員を対象にしているため、外国からの研修生

の受け入れについて、基本的にはS I A Pが行っている。かつては、中国と韓国からの聴講生を受け入れていたこともある。

- ・資料2の5、7、9ページのリソースに関わるトーンが弱いのではないかと。予算も要員も減少が続いているのであれば、業務量を減らすのか、統計に関する人的資源(職員)の能力が飛躍的に向上しない限りは、統計の質の担保は不可能である。将来的な課題の対処のために、人的資源の能力を飛躍的に向上させていくという表現をどこかに盛り込んでいただきたい。

リソースの確保に当たっては、リソースの確保を図るという努力を続けることが必要と認識。一方で、具体的な取組を基本計画に掲げ、その対応に必要な人的資源の確保を図ることが効果的ではないかと考えているところ。なお、次期基本計画の構成案では、統計のリソースを補うものとして、適切な民間事業者の活用を「統計リソースの確保及び有効活用」の一環として位置付けているところ。御指摘のような具体策は、基本計画本文に記載されるべきものとする。また、リソースについては、不断の努力を行っていくよう意識していくことが必要である。トーンが弱いという指摘について、整理票に反映することは難しいが、基本計画部会における報告の中で、発言することとしたい。

(カ)統計リソースの確保及び有効活用 (災害発生時等の備え)

事務局から整理票(案)に基づいて説明が行われた。主な意見等は次のとおり。

- ・災害時における調査票情報の提供も府省横断的な検討対象に含まれるのか。東日本大震災の際には、住民基本台帳が滅失し、使用できなくなったため、市町村から住民確認のために調査票情報を使用したいとの要請があった。現在は、住民基本台帳に係るバックアップシステムも改善され、次期基本計画において具体的に記述することはなじまないかもしれないが、検討対象に含まれるのか確認したい。住民基本台帳システムの改善状況や、東日本大震災の際の市区町村の利用状況等を検証した上で、検討を進めることが必要と考えているところ。

御指摘の件は、整理票には明記しないが、検討対象に含まれると解釈したい。

(キ)統計リソースの確保及び有効活用 (民間事業者の活用)

事務局から整理票(案)に基づいて説明が行われ、(案)のとおり了承された。

(ク)統計調査環境の改善 (統計ニーズの的確な把握)

事務局から整理票(案)に基づいて説明が行われ、(案)のとおり了承された。

(ケ)統計調査環境の改善 (統計の品質保証活動の推進)

事務局から整理票(案)に基づいて説明が行われた。主な意見等は次のとおり。

- ・各府省が品質の表示・評価を行うことが目的ではなく、表示・評価によって統計の改善を図るという目的が明確になるよう追記してはどうか。

「経済財政運営と改革の基本方針」でも統計データのオープン化・透明化が必要

と記載されているので、それに答える意味でも、文章を追加するよう検討したい。

(コ)統計調査環境の改善（統計に係る広報・啓発活動の充実等）

事務局から整理票（案）に基づいて説明が行われた。主な意見等は次のとおり。

- ・非協力者への告発について、統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方の中で一部言及されていたが、地方自治体が告発を行うのは難しい。基本的な考え方の「府省間の情報の共有を行いつつ」というところは、府省間だけでなく、「府省及び都道府県間で」と修文いただき、地方自治体が意見を言える場を設けていただきたい。
- ・非協力者への告発については、当然、地方公共団体にも係ることであるため、どのように書き込むか検討させていただきたい。
- ・以前のワーキンググループの議論で、実名公表規定の検討についての議論があったと思うが、それは基本的な考え方の最後の「総合的な観点で、引き続き、検討を行う」ということに含まれるか。
その中の一つの要素としては入っているが、現行の罰則規定との整理や影響の検討が必要。抑止力という観点からも「総合的」とした。
- ・統計法上は罰則規定があるが、今まで非協力者に対してそれが適用された例は無く、実施は難しいと思われる。それに代わるものとしての告発や実名公表などの手段を政策統括官室で検討いただいているが、すぐに結論が出ないと思うので次期基本計画中の検討課題として整理している。

(カ)統計調査環境の改善（統計リテラシーの向上）

総務省統計局から、資料4-2に基づき、統計リテラシー向上に向けた一般用マイクロデータ(仮称)の作成について説明が行われた。主な意見等は次のとおり。

- ・総務省統計局が説明した部分については、「調査票情報を用いずに作成することから統計法の制約を受けず広く一般に活用可能な一般用マイクロデータ（仮称）作成に関する検討を推進し、早期提供を開始する。」趣旨の文を整理票の中に追加することにしたい。技術的、リソース的にも総務省統計局だけでは実現が不可能であると思われるため、独立行政法人統計センター、統計研修所等も含まれることになる体制を整えることが必要。名称に関しては、今までの「マイクロデータ」は調査票情報を用いたものを連想させるため、誤解が生じないような名称を考えていただきたい。事業所・企業のデータの提供ができるようであれば、それは総務省統計局に限らず政府全体で取組を検討していただきたい。

その後、事務局から整理票（案）に基づいて説明が行われた。主な意見等は次のとおり。

- ・基本的な考え方の の主語は誰か。
国や地方公共団体になる。

総務省が文部科学省に働きかけることが一番有効的なので、活発に統計研修を行うことを呼びかけてほしい。

主語については、国や公共団体になる。ここで具体的な府省名を明示するかどうかは考えたい。

- ・疑似マイクロデータの提供について、資料4 - 2の「企業経営における統計的手法の学習用データ、システム検査用データ等として提供」という箇所に関して、整理票(案)では「リソースの効率的な使用を考慮して、ニーズがあるのかどうかを判断した上で開発に取り組む」という表現にしていきたい。
- ・この項目については、基本的な考えのところで主語を明確にする。については、文章が長いので「…中央だけでなく地方においても充実する。」で分割する。として、一般用マイクロデータ(仮称)の作成・提供に関して記述する。ただし、その際はニーズの把握を十分に行うことを条件とする。

(シ)統計データの有効活用 a(調査票情報等の提供及び活用)

事務局から整理票(案)に基づいて説明が行われた。主な意見等は次のとおり。

- ・整理票の基本的な考え方の「統計データの二次的利用」については「調査票情報の提供及び活用」に直す。基本的な考え方 の「調査票情報等」の「等」を削除する。

(ス)統計データの有効活用 b(統計データ・アーカイブの整備)

事務局から整理票(案)に基づいて説明が行われ、(案)のとおり了承した。

(セ)統計データの有効活用 (政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進)

事務局から整理票(案)に基づいて説明が行われた。主な意見等は次のとおり。

- ・政府統計共同利用システムは総務省統計局が中心になっているが、運用は統計センターが担当していることには触れなくてもよい。
- 資料2の5ページの基本的な考え方の中に、統計センターのリソースを確保する旨記されている。
- ・「統計データ・アーカイブ」の名称変更について異論はないが、「データ・アーカイブス」という言葉は一般的には期待感がある言葉なので、それが消えるということでは失望感を抱かせないように、前向きな姿勢を表すような新名称の検討が必要。

)事務局から資料3に基づき、基本計画部会第3ワーキンググループ審議結果報告(案)の本文イメージについて説明が行われた。

(2) その他

- ・整理票(案)で修正を行う箇所や字句に関して、資料2の説明が終わった後で再度確認したが、座長に一任することを了承した。
- ・本日の審議結果を踏まえて第3ワーキンググループ審議結果報告(案)の本文と審議結果整理票(案)の修正を行い、出席者の確認を踏まえた上で再度修正を加え、第3ワーキンググループの審議結果報告として、9月18日水曜日に開催される基本計画部会で報告することになった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>